

議 長	副議長	局 長	次 長	係 長	係	合 議

このとおり作成しましたので報告します。

第 10 回 議会改革調査検討特別委員会

平成 30 年 11 月 9 日(金)

13 時 29 分～15 時 00 分

第 4 委 員 会 室

【出席者】 西田委員長 牛尾副委員長 西川委員 村武委員 柳楽委員 小川委員
野藤委員 笹田委員 布施委員 道下委員 田畑委員 澁谷委員

【議長団・委員外議員】川神議長

【事務局】 小川局長 篠原書記 新開書記 鎌原書記 (傍聴) 1 人

議題

- 1 通年会期制導入に伴う条例等の整備について

資料	1
----	---

資料	2
----	---

**資料 1、2 の案はすべて承認される
→報告書にまとめ議長へ提出**

- 2 政務活動費の交付に関する検討について

- (1) 備品購入について

**タブレット端末導入により、Wi-Fi ルーターの購入費用は認める
(備品 1 件の取得価格要件を撤廃し、取得価格の 1/3 上限 10,000 円未満へ)**

- (2) 後払い(精算払い)について

資料	3
----	---

後払い方針のみ決定し、具体的な方法は次回協議

- 3 その他

- ・政策討論会の実施について→議会運営委員会で検討
- ・行政評価の実施について→次回検討

○次回開催 12 月 10 日(月) 議案質疑終了後 時 分 第 4 委員会室

【詳細は会議録のとおり】

(開議 13 時 29 分)

【会議録】

西田委員長

ただいまから第 10 回議会改革調査検討特別委員会を始める。

議題 1 通年会期制導入に伴う条例等の整備について

西田委員長

1 つ目の議題は「通年会期制導入に伴う条例等の整備について」で、これは前回皆さんと協議して条例の諸々の文言等々について事務局に調整していただいて整理されたので、まず次長からおさらいの説明をお願いします。

篠原次長

(以下、資料 1、2、別紙をもとに説明)

西田委員長

一応条例等の改正の中身については、前回出た 4 つの項目について説明があった。気づいた点や質問があれば。柳楽委員。

柳楽委員

7 ページの継続審査の項目は「閉会中の」を消して「継続審査」だけになっているが、その前後を見ると「委員会の」と付いているので、こ

西田委員長

こもあったほうが良いのかと思ったのだが。

柳楽委員

「閉会中の継続審査」を「委員会の継続審査」に変えたらどうかと。

西田委員長

「閉会中」は無くなるとのことだったので。

篠原次長

事務局はどう思うか。問題ないか。

小川局長

よろしいと思う。

西田委員長

法令に再度確認してみる。

法令に確認していただき、問題無いなら「委員会の」を付けてもらえ

笹田委員

ば他の項目に倣うので、そのようにお願いします。他に。笹田委員
同じ所なのだが「次の会期において」とあるのは、1 年後という意味

篠原次長

か。

笹田委員

はい。現実的にはあり得ないかとは思いますが。
10 月 31 日にこういう可能性がある時は、というのを「継続」と見る

篠原次長

考え方。今で言う定例会の 4 回の継続ではなく。

西田委員長

はい。

西川委員

西川委員。

15 ページ申し合わせ事項「会期等に関する条例関係」に主語がない。
「通年会期における定例会議、委員会等の会議日程については、あらか

篠原次長

じめ執行部と調整のうえ議会で決定するものとする」というのは、主語

小川局長

がないと思うが議長がという意味か。

西川委員

会期を議会で決定することになっているので。

西田委員長

通年会期を定例会議、委員会等の会議日程については、が主語になる。

なるほど。
専決処分等々、別にないか。

(「はい」という声あり)

西田委員長

では申し合わせ事項あるいは条例等の改正等の、中身の文言についてはこれでよろしいか。

	(「はい」 という声あり)
篠原次長	では、一応今日ご了解いただいたということで、前回と今日の改正分を合わせて、当委員会から議長に報告して議会運営委員会に諮問し、そこで最終決定となろうかと思う。ご承知おき頂きたい。
西田委員長	そのように願います。議題 1 は以上で終了する。

議題 2 政務活動費の交付に関する検討について

(1) 備品購入について

西田委員長	これも今まで色々テーマがあった中で正副委員長と事務局とで相談しながら、差し当たりのテーマとして選ばせていただいた。政務活動費を使つての備品購入については、最近は 9 月からタブレットを導入しているし、それに伴う自宅用無線 LAN ルーター整備、あるいはタブレット用タッチペン等の話を伺っている。備品購入について皆の意見を伺いたい。
篠原次長	現在タブレット端末を議員全員に配布している。この端末は Wi-Fi 環境でしか使用できないということで、議会だけで使用するなら問題無いが、ご自宅や他の Wi-Fi 環境下でもご活用いただきたいので、ご自宅用ルーターの購入費も対象になることをご確認いただきたい。そして政務活動費細則の中で、資料作成費という費目の中の事務用品の備品として、1 万円まで支給できることに元々なっているので。価格が 1 万円以上する品は対象外となっているので、その辺も見直しが必要かと思っている。 そういった物を購入した場合、議員を辞める際に事務局に返納する規定になっているが、そもそも判例を見ても 100 パーセント公費でみることはあり得ない、大体 2 分の 1 や 3 分の 1、個人の財産になるものを全部公費でみることはあり得ないということなので。これはこれで残しておいても良いのだが、分かりにくいので、例えば「全額補助した場合は」という改正をすとか、そういったことをご検討いただきたいし、1 万円を超える物や、その他各議員から都度「これは対象にならないのか」というご質問を受けているので、今回ご検討いただきたい。
西田委員長	今話が出たタブレット関係とルーターとペンの関係で話をしたいということか。
篠原次長	あと金額について。
西田委員長	1 万円を超えた物は駄目という規定をどうするか。
篠原次長	はい。
西田委員長	既に購入された方もおられるかもしれない。とりあえず委員のご意見を伺いたい。小川委員。
小川委員	私が気になっているのが、ブルーライトカットフィルム。ブルーライトは目への刺激が強いはず。出来るだけ照度を下げて使うようにはしているが。今貼ってあるのはブルーライトカット機能はついてないという話。そういうのも対象としてもし検討されるならした方が良かったと思った。

	(以下、自由討議)
小川局長	タブレット導入したことに伴う必要経費については、いまある事務用品、消耗品どちらも3分の1以内が前提なのでこの中でやってもらって、こちらの1万円以上のものや返却するという規約を削ってしまう形でどうか。
	(「その方が分かりやすい」という声あり)
西田委員長	金額の枠は無くして、金額の大小問わず3分の1。
小川局長	どうしても政務活動費で見るのは無理だと思える物は、こちらが審査する際にチェックするので、ある程度はこちらにお任せいただいて、なるべく引がかかる項目だけ削ってしまうのはどうだろうか。
西田委員長	布施委員。
布施委員	3分の1の場合は議員を辞めた時には、全額ではないから返さなくて良いという判断で良いのか。
篠原次長	はい。
	(「返してもこまるよなあ」という声あり)
西田委員長	金額の上限は削除して、金額問わず3分の1の政務活動費。備品に関しては。
小川委員	これもシールを貼り替えた場合、議員を辞める時には返さねばならないが貼ったまま返しても問題ないか。
小川局長	タブレットは返してもらわないといけないので。それでいいと思う。
西田委員長	それはそれで、次の人のために。
布施委員	良い方向へ改善しているのだから大丈夫だ。
西田委員長	笹田委員。
笹田委員	ルーターやペンやシールを3分の1であれ政務活動費で購入して、僕が市民ならそんな物は自分で買えと思うし、そう言われたら説明出来ないと思った。使う人も使わない人もいるだろう。タブレットをお借りしているだけでも十分ありがたい。自分のこだわりで揃えたいものは自分で用意しろと言われても仕方ないことかなと私は思う。
小川局長	言われる事はそのとおり。
牛尾副委員長	ルーターは要る。メールも見れないし。
小川局長	ルーターは仕方ないかと。政務活動費については色んな判例が出てくる。例えば通信料も全額見るのはおかしいとして3分の1程度という判例を参考に決めている。自宅でタブレットを使うにはWi-Fiが必要になる。ネット環境はあるがWi-Fi環境が無くてルーターを用意した議員が数名おられると聞いている。なのでルーターは何とか認めていただきたいが、ペン等は僕もどうなのかと。この辺を議論いただきたい。
西田委員長	布施委員。
布施委員	笹田委員の言い分も分かるが、本格的にペーパーレスになればペンがある程度必要になると思う。これに限って3分の1、あとは駄目としてしまうと、電子機器は日進月歩で進化するから、また変える必要がある

西田委員長
布施委員

のでは。だから 1 万円で購入の物は 3 分の 1 助成という考え方にしておけば色んな物に解釈できると私は思う。

1 万円を超える場合は 3 分の 1 と言われたのか。

いえ、iPad に関連する物については 3 分の 1 まで助成して、あとは自分で。

西田委員長
柳楽委員

柳楽委員。

私もそういう物については自分でお金を払った方が良いのではないかと考える。その方が市民の皆も理解しやすいのではないかと。

笹田委員

ルーターの話だが、自分のスマホにも使える。切り分けを市民に問われたらどうするのか。整備してもそんなに金額はかからない。この程度の額の物で市民から疑念を持たれるのはどうかと思う。

牛尾副委員長

金額云々ではなく、必要経費として発生するものについて、品物で切り分ける方が良いのでは。例えばルーターくらいまでは政務活動費から出せるというようにルールを決めてその中でやれば。

篠原次長

判例を見ると笹田委員が言われるように、自分のスマホにも活用できる等いわゆる私的な物にも活用できる部分があることもあって、区分が明確に出来ないから一応 3 分の 1 としている。

西田委員長

今の次長の説明のような言い方で 3 分の 1 なら説明がつくということで、ルーターは 3 分の 1 で。

笹田委員
小川局長

なかなか認めづらい物があるかなと思う。

もしタブレット議会にしなければ Wi-Fi は要らなかったかもしれない。タブレット議会、おまけにペーパーレスにすると全部タブレットで見ないといけなくなるので、ルーターくらいはというのが頭にあったのだが。

西田委員長
道下委員

他の委員はどうか。道下委員。

ペンを私も 1 万円くらいで買った。書き入れるのが非常に便利で必需品だと感じている。ルーターもペンも含めて 3 分の 1 で良いのではと私は思う。

西田委員長
田畑委員

田畑委員。

浜田市議会として議員の総意でタブレット導入が決まり、市の予算で買っていただき支給していただいている。関連備品は議員自らが調達して買うべきだろうと僕は思う。3 分の 1 だの言えば対象の切り分けでややこしい話になる。関連備品は全て議員の個人負担でやるべきだ。

西田委員長
西川委員

西川委員。

ルーターの件は今までもインターネット使用料とタブレット使用料の 3 分の 1 が認められているとのことなので、3 分の 1 見ておけば良いと思う。ペンは微妙。確かに無いとペーパーレスは対応出来ない。出来れば議会で一括対応してもらえば一番良かったと思う。

西田委員長
村武委員

村武委員。

ルーターは 3 分の 1 適用で良いのではと思うが、ペンは個人負担で良い。ほとんどの人がスマホを持つ時代になったらまた見直せばいい。

西田委員長
小川委員

小川委員。

最初に言ったフィルムについては、出来れば全部貼ってから貸与して欲しかったというのが本心だ。実際そこまで準備されてないなら自分で買うしかない。使用上で目や視力を守るという観点で買わないといけな
い。ペンもブルーライトカットシートを貼っても反応するかどうか微妙。
ルーターは既に自宅に付いているので新たに買う必要がない。使用環境
によっても違うので、一律にするのはどうかと思う。

西田委員長
澁谷委員

澁谷委員はどうか。

難しい問題だ。本来浜田市に政務活動費は無かった。しかし議員それ
ぞれのスキルアップのために無くてはならない、ただどこまでが使える
のか調べた時にある程度備品や経費も認められるように進められている
のだと思う。資料を見るとゼンリンが問題だという指摘がある。認めら
れる年と認められない年があった。全国的に政務活動費は外部監査をせ
よという指摘がある。しかし1人あたりわずか10万円の政務活動費の監
査にコストをかけるのもどうかと。だから監査委員事務局の内部監査で
対応している。この内部監査の指摘に関しては十分対応していかないと、
これにも対応出来なければ外部監査に出せという話になってしまうので、
これは対応せねばいけないと思う。認めて欲しいと思う人は多いだろう、
でもこれだけ高価な物を提供してもらったのだからあとの備品経費は自
分たちで見ましようというのも1つの考え方だし、どちらが良いという
のは現時点では発言しにくい。

西田委員長

ルーターはずっと前から整備されている方も居れば、タブレットが無
ければ不要だった方もいる。色んな話をトータルしてある程度の方向性
としては、ルーターに関しては3分の1認めても良いのではないかとい
う声はいくつかあった気がするが、ペンは自分で購入しようという声は
私は印象に残っている。どうか。

野藤委員

ルーターは必ずいるが、ペンは使う人と使わない人と個人差があるの
で。

牛尾副委員長
布施委員
小川局長
布施委員
西田委員長

でもペーパーが無ければ、ここに書き込むしかないのだろう。

委員長。先ほど言ったようにここに書き込むしかない。

いや、白紙を持ってきて書き込めばよい

それはそうだが。

やはり資料に直に書き込む方が、資料の内容と自分の思いとが一致し
て丁度良い、白紙に書いていたらややこしい。本当はそれにプラスして、
自分の書いた資料が部分的に自由に印刷できたら良い。この部分だけは
紙資料として持ち出したいという時があるから。

笹田委員

確かにペンは書きやすいかもしれないが、個々の議員の問題であって
市民がどう認めるかどうか、これで良いのかどうかという話。やり方な
ど議員が努力して、何に書こうがどうしようが自分でやるべき話であっ
て、今は「それが政務活動費をあてるに適切なのかどうか」という話な

	ので。便利さとは関係ない。それが本当に市民の理解を得られるかどうかという部分と、本当に必要なものなのかを議論しないと。
牛尾副委員長	真庭は12月から本格導入するのだが、何か資料をもらったか。政務活動費との関係については聞いて帰らなかった。これも会派に持ち帰ってもう少し揉まないか。ここで話してもなかなか……。
布施委員	笹田委員が言ったように高価な物を支給してもらい、ルーターがないと家で出来ないが、ペンの必要性までは個人で違うので、それを議論すると着地点が見えないので、これは負担でも良いと思う。
澁谷委員	今までボールペンを経費で計上してないだろう。
牛尾副委員長	ボールペンがないとメモ出来ないから支給してくれと言った者は1人も居ない。
西田委員長	ではペンはまだ駄目ということでもいいか。
	(「はい」という声あり)
西田委員長	小川委員が言われたフィルムも対象外で良いか。
	(「はい」という声あり)
西田委員長	自分の目は自分で守るということで。あとはルーターだが。
篠原次長	金額の件も話し合っていたきたい。1万円以内の物でないと駄目となっているが、上限は無しにして3分の1で1万円までしか駄目と改正していただくか。
田畑委員	1万円以下で3分の1なのだろう。
篠原次長	今は。
牛尾委員	3万円の物なら1万円までOKということだろう。
篠原次長	そういうこと。そのように改正されるかどうか。
小川局長	今はインターネット使用料やタブレット端末使用料等が経費の3分の1以内で年間上限額1万円となっている。それに合わせたいのだ。
西田委員長	金額はいくらであっても、とにかく上限1万円までで3分の1と。
澁谷委員	色々セットになっている所は分かりにくいのではないかな。
	(以下、自由討議)
牛尾委員	細かいことを言えば大変だから、今の話で決めようよ。
西田委員長	金額はおいといて、金額は制限なしで3分の1の補助の上限が1万円までということで。あくまでもこれは政務活動費に関わる備品であって、市民の皆さんにも説明できるような使い方ということでよろしいか。
	(以下、自由討議)
西田委員長	よろしいか。
	(「はい」という声あり)

(2) 後払い(精算払い)について

西田委員長	これも監査委員から何年か続けて指摘がある。これについて皆さんと協議したい。笹田委員。
笹田委員	監査に言われたとおり後払いにして領収書を見せてから支給を受ける

	方が、透明性があって良いと思う。
西田委員長 澁谷委員	澁谷委員。 私も笹田委員の言うとおりでと思う。そうすると議会事務局にもチェックしてもらえし、問題は起きなくなる。
西田委員長 西川委員	西川委員。 事務局が毎回精算するのが大変なようなら。年度末に一括で後払いなのだとしたら辛い。
笹田委員	色んなやり方で良いと思う。一括でも良いし、僕らのようにお金がないものは都度請求するとか。一回行ってお金返してというのがそんなに手間か。
牛尾副委員長	話を絞らねば。年度末に精算する感覚の人も居るし、都度精算が出来ると思っている人も居る。柱の中心はどういう話になるのか。
篠原次長	監査委員からの指摘内に書いてあるように、今うちは4月に交付して後で余ったものを精算して返すやり方だが、そうではなく、最終的に年度末に精算して後払いにする方が良いのでは、というご指摘。
小川局長	都度精算でも年度末精算でもどちらでも良いと思う。年度末に1年分全部審査する手間が無くなる。ただ、単発の支払いが出来るかどうか。
鎌原書記	その辺の取扱いのはっきりしないが、基本的には補助金という性質のものであるので、年間でこういう物に使うという計画書を出してもらって交付しているものなので、都度精算となれば計画書あるいは申請書を都度出してもらい、こちらで確認し、交付決定を打って初めてお金を出して使ってもらふ流れになるかと思っている。その都度そうしたことをやると大変な事務量になる。
西田委員長 笹田委員	笹田委員。 でもそれを言われるなら、視察は皆行く前に計画を議長に出していくのだから、今と恐らく手間は同じ。
鎌原書記	視察は良いが本を購入したり等、細かい物を1件1件やられると少し大変だと思っている。
笹田委員 澁谷委員	でも金額は10万と決まっている。それが毎月あったとしても12回。 会計課長の判が要ったり、支出なんとかといって行政の稟議書がまわっていくようなことになってしまうのでは。
笹田委員	それを緩和するような形でやるべきだと思う。今は議員に渡している10万を事務局が管理すれば良い話。
牛尾副委員長	年度末の精算だとこの安い議員報酬の中で自由な政務活動が出来ないようなこともある。
澁谷委員	だったら議長名で監査委員に対して趣旨の説明を言って貰わねばいけない。
牛尾副委員長	議会改革で内部監査ができないので、せめて監査で見てもらおうではないかということで決まったのだから。
小川局長	出来れば後払いの生産方式でやる方向性だけ決めておいていただいて、

西田委員長
西川委員

やり方は財務や会計と相談して、研究させてもらえないか。

西川委員。

最近の報道で「政務活動費の透明性の確保」ということで、後払い方式を採用している市は全国で 6.4% しかない。かなり先進的な取り組みではある。事例はまだあまりない。

澁谷委員

他で月 30 万円とかになっている所は年間 360 万円だから、360 万円を最後に一括で精算することはありえない。ただ 10 万円だから金額もほんとに少ない。逆に 20 万円、30 万円に上げてもらうくらいの資質アップのためには、要求するために報酬審議会を毎年開いて貰わないといけ

牛尾副委員長
澁谷委員

い。報酬審は年 1 回開くと決まっていたはず。

決まっているが、議会が要請しないと開かなかったりする。

(「やりやすい方法を研究してもらって」という声あり)

小川局長

それが毎回精算できるのか、四半期精算が良いのか、半年精算なのか。なるべく皆さんの意見を踏まえながら、出来るか出来ないかも含めてやる方向だけ決めておいて研究させていただきたい。

西田委員長

この件については一応方向性は後払いに向けてということで、事務局の事務量のこととか諸々を勘案して、もう少し研究期間が欲しいということで、期間を定めずに少し時間を置いてみたい。

小川局長
篠原次長
西田委員長
小川委員

出来れば次年度からやりたいとは思っているのだが、時間が欲しい。

条例改正もしないといけないと思うので。

また、その分は協議したいと思う。ではこの件は良いか。小川委員。

透明性と、後払いか先払いかは別問題のような気がする。市民の感覚からすると先に払うより後から使った分をきちんと精査して払うべきではという指摘は分かるが、透明性は直接は関係ないのでは。

西田委員長
笹田委員

笹田委員。

僕は全く逆で、10 万円のうち本当は 5 万円しか使う必要がない時に「あと 5 万円使わないといけない」という考えがなくなる。今のやり方だと「出してもらったからには使わないと」といってわざわざ使う用事がで

澁谷委員
笹田委員

てくる可能性がある。

それが全国の不祥事の原因。
その部分で透明性が出る。議員報酬が少ないからこそ先進的な事例を

布施委員

叩きだしてきちんとやっていると市民も納得する。
年度末の領収書の数多さを見れば分かる。

(以下、自由討議)

西田委員長

備品購入に関しては監査委員の指摘で、他の所にもあるが、色んな書籍購入、ゼンリンの指摘もあった。あまりに大きい宿泊費だったり、新聞紙の 2 紙目以降の問題等。まだ若干どうかなという指摘もあるので、これから検討していくことになると思う。

(「はい」という声あり)

西田委員長

きちんと線引きできれば事務局もチェックしやすくなると思うので、そういったことを含めまた報告できる機会に報告いただき、また協議したい。よろしいか。後払いを目標にもう少し協議したいと思う。

(「はい」という声あり)

議題 3 その他

西田委員長

委員から何かあれば。

牛尾副委員長

先般議会運営委員会で、丹波市と真庭市を視察させていただく中で、真庭市は基本条例に謳われている政策討論会をやっておられて、非常に有効だと思う。うちは条例に謳っても現行やっていない。やるべき。この特別委員会で敲いて議運に出すのが良いと思う。是非検討いただきたい。

もう1つは、丹波市は行政評価をやっていて、これも浜田市は事務事業量調査をやってA B C D判定しているが、それはあくまで執行部の判定で、議会の判定はまた違うと思うので。いくつか絞って我々は議会がその政策についてどうだったかの判定を年度ごとにやる必要がある気がする。次回以降にテーマとして挙げていただけるようお願いする。

西田委員長

副委員長から、政策討論会、あるいは行政評価について、議会運営委員会の視察結果を踏まえてという提案があった。政策討論会については具体的にどういう案で……。議運の委員長がおられるが。

澁谷委員

今私が事務局に行って相談しているのが、スケジュール表を議会運営委員会で出して進めていったらどうかという話。逆算して8月くらいに政策討論会を実施して、常任委員会ごとに半年間で何を上げるか討議するのだが、8月にやって10月に市長に提出したい。10月に市長に提出できれば予算付けが可能になるので。丹波は遅くて10月にやって12月だったが、8月くらいに実施できるように。そのためには常任委員会が非常に忙しい。ものすごく勉強してもらわないとテーブルの上に上がってこない。そのためには議運や議会改革より常任委員長の理解を得ないと。意識の高い委員長はやってくれるだろうし、そうでない人はしない等の差も出てきたりする。今次長とはスケジュールを作ったり検討中ではある。ただここでやると時間がかかるかと思ったので議運でやった方が早いと思う。行政評価については完璧ではないと思った。というのも、執行部が出してくる評価基準をベースにしているから。三豊は、決算の段階で評価して継続・廃止・拡大という分かりやすい評価にしていた。

西田委員長

政策討論会はどうするか。議運でやるか。

牛尾副委員長

議運の委員長が責任持ってそう言われるならお任せして。その方が早いから。逆に行政評価については議会改革では三豊に行ったし、その辺で。事務事業量調査にしても疑問が湧くような執行部の判定があるので、執行部の出す判定と突き合わせるように議会側の判定をぶつけてみて、議会から見た行政評価をすべきではないか。そうしないと追認機関で終

西田委員長

わってしまう気がした。浜田市議会はどうするか、この特別委員会でやっていくべきだ。合意が得られれば。

澁谷委員

政策討論会については議運の委員長が言われたように議運でしっかりやっていただくということでお任せして。

小川局長

実際、議会基本条例 12 条に政策討論会と明記されているが 1 回もやってない。軌道に乗るまでは試行錯誤もあろう。滋賀県大津市や福島県会津若松市は先進的だという話があったが、見分した方はおられないと思うので、積み重ねるしかないと思う。通年会期がスタートする以上はやらねばならない。やらない方が良いとはどなたも言われないので、前向きに取り組めばいいのかと。

牛尾副委員長

政策討論会が基本条例に謳ってあって、規程や幹事会がある。幹事会は本会議でメンバーを提出してもらっている。常任委員会を中心にやるなら政策討論会規程も変えていく必要がある。良いことだと思うので、是非進めて欲しい。

小川局長

今回の井戸端会をやった時に、ある程度意見集約出来る。出てきた案件を班内でどうするか議論しなければならないと三浦君が言ったような気がする。今回行った所を見ると、常任委員会の中で色んなことを議論しながら上に上げるのと形が似ている。ただ我々は今それをやってないので、どの切り口でも良いからやるということを進めないといけないのでは。

澁谷委員

政策討論会規程は内部規定なので、議長決裁で全部変えられる。

常任委員会ごとが良いのは、会派のバランスが良いかなと思うから。会派ごとでやったりすると統一して全議員が了解するまでには至りにくいかというイメージ。

小川局長

政策討論会は 1 回も活動したことがないので、1 回も使わないうちに制度改正という形になるかもしれないが、視察に行って良かったことはすぐ取り入れてやろうという気持ちでないといけないと思うので、それはまた相談させてもらって。

野藤委員

真庭は議会報告会とか井戸端会で意見が出たものを各常任委員会に付託して、常任委員会の総意で決めたものを各常任委員会がプレゼンテーションするという形だったと思う。なるほどこれなら出来ると皆さん思われたはず。そっくり真似てもいいのではと思う。

牛尾副委員長

それは先般澁谷委員が指摘した、我々は執行権がないという話に繋がる。議会は常任委員会でこれは上げる、全体の議員の中で 1 つの提案をして、全員が合致したら市長に申入れして市長の政策として反映するというような話をしていた。それは必要だろう。市長が訳の分からない政策を打っているがもっと優れた政策があるではないか、例えばあった時に議会が 1 本になって市長に物申すことが、真庭方式なら実現するので。むしろその方が近道で分かりやすいと思ったのだが。

だからやってみる。それを次回から勉強する。

西川委員	是非やったら良い。まだやったことなくて私もイメージが湧かないのだが。澁谷委員が言われたように常任委員会の質を上げる方が、それを経て上がっているみたいなので、最終的な討論会のイメージをまず教えて貰ってそれに向かってどうするかをまた議論出来たら良いかと思う。
西田委員長 小川局長 西田委員長 小川局長	政策討論会に関しては、この委員会で敲くか、それとも議運で敲くか。議運で視察に行かれて、正副が一番分かっているの。 議運で敲いていただいて……。 そして常任委員長と議運の委員長が集まって、どのように進めていくかを話してもらうのが一番良いのかなという気がする。
西田委員長	では政策討論会については議運でしっかり敲いていただいて、前に進めていただきたい。
小川委員	その場合に、先ほども井戸端会で出された意見をどうするかという話で、一応広報広聴内で話しているのは、今までは出た意見を執行部に投げかけて回答を貰ってそれを載せておしまいだったが、これがゴールではないのではないかという議論があって、本当ならそれを議員間討議か何かで煮詰めてきちんとしていかないと、それで終わったら出された意見にきちんと答えたことになってないのではという議論もある。その時にたまたま議運の方々が視察に行かれた話を色々聞いて、そういう問題を政策討論会にお願いして、これからの進め方として各常任委員会に振り分けて流れを作っていただくことが、本来の政策討論会の目的なのかと思ったりして。その辺はまだ煮詰めてないので、来週に出された意見についての報告書が出るので、それに基づいてどのようにしていくかも併せて考えていただければと感じたのだが。
野藤委員	今年はもう無理なので。真庭市は9月くらいまでに提案して次年度予算付けを含めた政策に反映していく。常任委員会も我こそは一番だという政策をそれぞれ敲き出してお互い切磋琢磨して、一本化をして議会の総意として出し次年度予算に反映していくという形だったので、今年はまず無理。
牛尾副委員長	今年は無理なのは分かる。真庭方式はあるが小川さんが言われるように、市民から聞いた政策で優れたものがあって何とかしたいという物があれば、そこから上げて来れば良い。いくつかの形はあると思うので、広報でもその話は揉んでもらって、話を揉む時に真庭市の例を絡ませていただいて1つの形を作ってもらえれば。パターンは1つではないはずなので、いくつかのパターンを作って僕らに一番似合った方法を採用すれば良いと思う。
西田委員長	広報広聴の場合は井戸端会や報告会等で市民の皆さんから色々な意見を聞いておられるので、その中で本当に重要なものを常任委員会で連携しながら、最終的には1つの良い政策を持っていけるように。フラットな状況から幅広くやっていければと思う。その辺は議運でお願いしたい。
笹田委員	もう1点、行政評価はどうするか。

澁谷委員 牛尾副委員長	行政評価はここでお願いしたい。 する必要ないという意見もあるかもしれない。ただ今は執行部の一方的な判定なので、疑問が湧く判定もある。それは我々の視点で議会の評価をすべき。
笹田委員	もちろん評価は大事だが、僕ら全員で三豊市に行って話を聞いているので、予算を見て実行を見て予算が減っていた場合は増やしてくれという形は分かりやすいが、A判定B判定ということになると材料が必要になってくる。やり方が見えないので、やり方の説明をしていただきながら揉まないと、行政が下す評価に対して我々が評価するのはすごく材料が必要ではないかと思っている。
小川局長	その件については議会改革が三豊を見に行っているし議運が丹波を見に行っている。その資料を皆さんに出して1回くらいは勉強会をしないと分からないと思う。
西田委員長	行政評価については今まで勉強した分を、次回おさらいも含めて再度勉強しながら進めていきたい。 その他あるか。
西田委員長	（ 「なし」という声あり ） 事務局からも良いか。
西田委員長	（ 「ありません」という声あり ） では次回開催をいつ頃にしようか。
西田委員長 柳楽委員 牛尾副委員長	（ 以下、自由討議 ） 12月10日で良いか。昼からか。 議案質疑終了後にして欲しい。 行政評価の勉強会みたいなものをやれば、それはそれで時間がかかるから。
小川局長	議案質疑は普通なら30、40分で終わるので、終了後から始めて、終わらなければ昼からもやる形でいかがか。
西田委員長 小川局長	やり方としては勉強会型式か。 僕も三豊と丹波の視察内容をしっかり見てないので、僕も勉強したいので勉強会を一緒にしよう。
牛尾副委員長 小川局長	行った人は報告が発表できるよう準備しておこう。 議会改革の委員長と議運の委員長から資料をもとに説明してもらい、皆で腹入れするもの手だ。
牛尾副委員長	三豊の報告は西田委員長からしてもらって、この間の報告は議運の委員長にってもらって。
小川局長 西田委員長 小川局長 西田委員長	資料を見ながら、行ってない方はおさらいしてもらおう。 勉強会はこのメンバーか。 はい。 次回は12月10日、議案質疑終了後でお願いする。 以上で議会改革調査検討特別委員会を終了する。

(閉議 15 時 00 分)

浜田市議会委員会条例第 65 条第 1 項の規定により委員会記録を作成する。

議会改革調査検討特別委員会 委員長 西田 清久 ⑩